

特殊土壌地帯対策事業計画（第 15 次）（案）

1. 計画策定の意義

特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「法」という。）第 2 条による指定地域。以下同じ。）は、台風の来襲頻度が高く雨量が極めて多いこと、シラス等の特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等侵食を受けやすい土壌で覆われていること等から土砂災害などの災害が発生しやすく、農業生産に関しても不利な面がある。このため、これまで法に基づく事業計画の下、治山、治水、農地改良等の対策事業が実施されてきたところである。

これまで本対策事業が実施された地域においては、災害の発生頻度の大幅な低下や、土砂流出量の大幅な減少など被害の軽減効果が確認されるとともに、農地改良等により栽培可能な作目範囲が拡大し、収益性の高い多様な農産物の生産により地域の活性化が進んだ例などがみられる。このように、本対策事業は特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、特殊土壌地帯においては、依然として土砂災害危険箇所が多く、近年では気候変動等を背景に従来の想定を超える降雨に起因する大規模な土砂災害等、自然災害が頻発化・激甚化しているとともに、農業上も表土の土壌流出が起こりやすい等不利な土壌や地形条件を有していることから、いまだ対応すべき多くの課題に直面している。

また、特殊土壌地帯においても、都市化の進展等土地利用の変化に伴い、市街地や集落と山地が近接した地域が増加し、そうした新しい造成地での土砂災害がみられるほか、人口の減少や少子高齢化の進展に伴う要配慮者の増加、特殊土壌地帯の特性についての共通認識の醸成等への対応も必要となっている。農業面では、国内外の需要拡大、6次産業化等の推進、農業構造の改革と生産コストの削減、多面的機能の維持・発揮などに取り組むとともに、世界の食料需給を巡るリスクの顕在化に対応するため、国民に対する食料の安定供給の確保を図っていく必要がある。

一方、社会資本整備に関しては、施策の一層の重点化、効率化、透明性の確保等を図るため、厳格な事業評価の実施、関係する公共事業やソフト事業などの各種施策との総合的な取組の推進や既存施設の有効活用も含めたコスト縮減の取組が必要となっている。また、国民の関心が高い環境問題や、防災・減災、国土強靱化等への対応も必要となっている。さらに、安全・安心で持続可能な国土の形成を図るためには、国土を適切に管理していく取組が必要である。今後の特殊土壌地帯対策の実施に当たっては、こうした観点にも配慮しながら推進していくことが必要である。

こうしたことから、引き続き必要な対策を実施するため、令和 4 年 3 月、法の一部が改正され、その適用期限が 5 年間延長されたところである。

本計画は、以上のような認識と経緯を踏まえ、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業を積極的に推進するとともに、それら事業の在り方を明らかにするために定めるものである。

2. 特殊土壌地帯対策事業の内容

土砂災害等の災害に対し安心して暮らせる地域づくり、農業生産力の向上、

さらには地域の活性化と国土資源の効率的利用に資するため、令和4年度から令和8年度までの5年間（以下「対策期間」という。）に、特殊土壌地帯において、次の災害防除及び農地改良に関する対策事業（以下「特殊土壌地帯対策事業」という。また、その対象事業は別紙のとおりとする。）を推進する。

（1）治山

山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、特に、事前防災・減災対策としての治山施設の設置や機能が低下した保安林の整備を推進する。

（2）治水

災害に強い国土・地域づくりに向け、水害、土砂災害の防止を図るため、河川改修・ダム整備等のほか、国民の生活・生命を支える水道・電気等のライフライン施設や市役所・町役場等を保全するための砂防施設等の整備を推進する。

（3）急傾斜地崩壊対策

人命保全上特に対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所等において重点的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組み、安全で災害のない地域づくりを推進する。

（4）道路防災

豪雨等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、落石のおそれのある箇所等で防災対策を推進する。

（5）農地防災・保全

豪雨等による特殊土壌地帯の農用地及びその周辺地域、農業用施設における災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、ため池の防災工事、農用地の侵食防止工事等の農地防災・保全対策を推進する。

（6）農用地整備

特殊土壌の性質及び地形条件等の不利な点を補い、国内外の需要に対応した多様な農業生産を行うため、畑作や畜産の振興等を図ることとし、収益力の向上、生産コストの削減等を通じて競争力のある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施する。

農用地整備としては、基幹的農業水利施設及び農業用道路の整備を実施するとともに、区画整理、用排水施設整備、土層改良等の工種を総合的に実施し農用地の高度利用を図る各種の総合整備事業、草地畜産基盤整備事業等を実施する。また、平地と比較してより条件が不利な中山間地域等において、地域特性を生かした特色ある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施する。

3. 特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、次の諸点に配慮して、その効率的・効果的な運営に努めることとする。

(1) 事業の評価

特殊土壌地帯対策事業については、事業評価の適切な実施等により、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ることとする。そのため、国は事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的に実施するとともに、関係県による補助事業の評価の実施を促進する。また、事業の効果については、新たな視点による評価手法の検討にも努める。

(2) 事業間の連携等の推進

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、引き続き事業間の連携・調整を図るとともに、建設コストの縮減や必要な耐震対策の促進等により効率的・効果的な整備に努める。

(3) ソフト施策との連携の強化

特殊土壌地帯対策事業による基盤整備の効果がより一層有効に発現されるよう、大規模災害時においても人命が失われないことを最重視し、防災及び災害時の被害を最小化する減災の考え方を踏まえ、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、結果の速やかな公表をするとともに、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害ハザードマップの作成を促進する。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練実施、適時適切な災害関連情報の提示、警戒避難体制の整備、地域住民の共同活動等によるコミュニティ機能の強化を推進するとともに、特殊土壌地帯の特性を再認識するような取組にも努める。加えて、強い農業と美しく活力ある農村を実現するため、農地中間管理機構による農地の集積・集約化、6次産業化による付加価値向上や輸出促進、日本型直接支払制度による地域資源の保全管理と多面的機能の維持・発揮、食料安全保障の強化等関連するソフト施策を併せて推進する。

(4) 環境との調和への配慮

特殊土壌地帯対策事業については、緑豊かな斜面空間の整備、多自然川づくり、自然生態系保全型の農業用排水路の整備等、環境との調和に配慮した工法も積極的に導入していくとともに、グリーンインフラ等の新しい概念を取り入れた生態系への配慮についても検討に努める。

(5) 中間報告

近年、気候変動等が要因と見られる自然災害が頻発化・激甚化している状況に鑑み、対策期間の中間段階において特殊土壌地帯対策事業の内容、進捗状況等について、必要に応じ国土審議会特殊土壌地帯対策分科会に対し報告する。

特殊土壌地帯対策事業

事業名
治山
直轄補助
治山地すべり防止
治水
河川整備
直轄補助
砂防
直轄補助
砂防地すべり対策
治水ダム
急傾斜地崩壊対策
道路防災
特殊改良（特殊改良二種）
災害防除
農地防災・保全
直轄
地すべり対策
補助
農地保全整備
地すべり対策
防災ダム
ため池整備
農用地整備
かんがい排水
国営かんがい排水
水利施設整備
農道整備
一般農道整備
中山間総合整備（農業生産基盤整備）
畑作振興
畑地帯総合整備
草地畜産基盤整備
畜産環境総合整備
社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び農山漁村地域整備交付金による事業を含む。